

令和4年4月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年4月20日(水)午後2時40分～午後4時08分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室
	議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～5号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第6～8号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第9～10号)
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第11号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第12～17号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第18号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第19号)
日程第9	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 5 松岡浩二 6 稲田俊美 8 大塚ノブ子 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸(会長)
欠席委員	3 朝倉重弘 7 間嶋正憲 9 岡村義弘 17 芳竹和政
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹 小島拓也主任主事
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

地を持っているようで、私たちはよろしいのではないかと判断致しました。よろしくご審議お願いします。

議長（会長） 続きます、●●地区、お願いします。

十川隆行委員 4号議案を報告します。去る16日に全員で見てまいりました。問題なからうと思います。よろしくご審議お願いします。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第4号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第4号につきましてお諮りします。議案第1号から第4号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第1号から第4号を原案のとおり認めることと致します。続きます、●●委員の関係する議案である議案第5号の審議に入りますので、それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、会長提出議案第5号についてご説明させていただきます。譲渡人、●●●●●●の●●●●様。譲受人が●●●●●●の●●●●様。申請地は●●●●●●●●●●●●番●他1筆で、台帳地目全て畑、現況地目も全て畑、地積の合計が1,829㎡。譲渡人の申請事由が労力不足。譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転で、経営面積は3,857㎡。受人従事数は2となっております。

資料と致しましては5ページになります。申請地はさぬき市●●、●●、●●●●●●の東約860mに位置しており、譲受人については申請地周辺にも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 先日、日曜日に全員で確認しましたところ、きれいに自分で整地をしているところですが、果樹園だったところがちょっと荒れていたのですが、別に問題はないと思われしますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第5号につきましてお諮りします。議案第5号について異議ありませんか。

0年以上も耕作不能で、時間がたっているということですが、雑木もあまり見られず、畑の状態に近い様子だったのです。

そこで、私たちは原野とみなすのはまだ早いのではないかという結論を出しました。よろしくご審議いただきたいと思います。

議長（会長） 今の地区代表委員からの報告で、地区の人が原野ではまだ早いということなのですが、皆さん、いかが諮りましょうか。

地区の人を優先させてもらうのでいいですか。これについて皆さん、ご異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、ないようですので、一応これ保留ですか、取下げですか。

大塚ノブ子委員 どうしたらよろしいでしょうか。

寒川 巧委員 写真と、地区の方が見てきて、原野は無理だろうと言うたら、これ今、保留しても、また次、もう1回出てくるのではないですか。

議長（会長） そうしたら、却下ということで。それでよろしゅうございますか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第6号を原案のとおり認めることとして、7号を却下ということで異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） 続きまして、●●委員の関係する議案第8号の審議に入ります。それでは、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） では、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日、令和4年4月1日。申請人は●●●●●●、●●●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●●●番です。台帳地目は田、現況地目は宅地でございます。申請理由と致しましては、農業用倉庫として使用しているためです。お手元の資料の11ページから12ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●●、●●●●●●●●から南東へ約1,470mに位置しております。申請地は昭和40年に相続されております。農業用機械の置場が必要となり、昭和57年3月頃に農業用倉庫として建築したものです。位置図は資料11ページ左側、写真方向図は資料12ページ左側、現況写真は資料12ページ右側になるので、ご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 8号議案、去る17日に全員で見てまいりました。建って大分になるのですが、こんなところに田んぼがあったんだと思われるようなところでした

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●、●●●●●の南約1.3kmに位置し、隣接については、道路及び駐車場に接しております。既存の駐車場及び薪置場ではスペースが不足しており、駐車場及び薪保管場の拡大を検討していたところ、労力不足により耕作を継続することが困難であった土地所有者と話がまとまり、申請に及んだものです。なお、地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

農地法第4条に基づく申請審議について、ご説明は以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、●●地区、お願いします。

楠 豊委員 それでは、ご報告致します。会長提出議案第9号の4条申請ですが、内容については事務局の説明のとおり、昭和57年頃からの無断転用の是正ということのようです。地区委員会と致しましては、現地を確認し、仕方なかろうということになりましたので、よろしくお願い致します。

議長（会長） 続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十川隆行委員 第10号の案件ですけれども、これも先ほど事務局が丁寧な説明したとおりです。後々は●●●●●●●●が買い取るということになっておるようです。現状も田は●●●●●●●●のほうで、景観が悪くなるので維持管理しているということなので、そのまま続けていくという感じらしいです。以上です。

議長（会長） 地区代表委員からの報告が終わりました。議案第9号から第10号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第9号から第10号につきましてお諮りします。議案第9号から第10号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第9号から第10号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第11号を議題とし、上程致します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明させていただきます。今回の5条の事業計画の変更の案件は1件で、面積にして5,598㎡、11筆です。議案書4ページからでございます。

地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。申請人、●●●●の●●●●●●●●●●。申請地が●●●●●●●●●●番他10筆、台帳地目は全て田、現況地目は全て雑種地で、地積の合計が5,598㎡となっております。事業計画については、変更前、変更後も同じく太陽光発電設備。農地区分は第2種農地となっております。資料と致しましては17ページから20ページで、位置図を17ページに掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●●、●●●●●●の北西約

にある電柱へと送電する計画です。地元土地改良区や隣接農地の所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

次に、会長提出議案第15号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●●の●●●●様。譲受人、●●●●の●●●●様、持分2分の1、●●●●様、持分2分の1となっており、申請地は●●●●●●●●●●番●。台帳地目は田。現況地目は畑。地積は239㎡。転用目的は非農家の自己住宅で、建築面積は110.95㎡となっております。工事着完予定年月日は令和4年6月10日から令和5年2月28日。権利は所有権移転売買。農地区分は第3種、用途区分は第1種住居地域となっております。資料と致しましては27ページと28ページで、位置図を27ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●●の南南東約370mに位置し、隣接については、田及び水路に接しております。申請人は借家にお住まいですが、家財道具等も増え手狭になってきたことから申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第16号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●の●●●●様。譲受人、●●●●●●●●●●の●●●●●●●●●●様。申請地が●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目が全て田、現況地目は、●●●●番●は田で、●●●●番●は畑となっております。地積の合計は1,011㎡で、転用目的は事務所、展示住宅及び資材置場となっており、建築面積は105.99㎡。工事着完予定年月日は令和4年6月1日から令和4年12月31日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種農地となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●の北西約800mに位置し、隣接については、田、宅地及び道路、水路に接しております。申請者は主に住宅の建売業を営む法人であり、本社屋の移転先を香川県内で検討していたところ、休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

次に、会長提出議案第17号についてご説明させていただきます。資料と致しましては31から32ページで、位置図を31ページの左側に掲載しております。議案11号でご説明させていただいた事業計画変更に係る転用申請となります。

地区番号3、受付年月日、令和4年4月1日。譲渡人が●●●●●●●●●●●●●●、●●●●様。譲受人が●●●●の●●●●●●●●●●。申請地が●●●●●●●●●●番●他1筆。台帳地目が全て田、現況地目も全て田。地積の合計が1,037㎡となっており、転用目的は太陽光発電設備。建築面積は0㎡。工事着完予定年月日は令和4年6月1日から令和4年12月30日。権利は所有権移転売買で、農地区分は第2種となっております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●北西1.8kmに位置し、隣接については、田、宅地及び水路に接しております。変更する事業計画のとおり、太陽光発電事業の規模を拡大するための隣接地2筆の転用許可申請となります。遠方にお住まいで休耕地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区や隣接農地所有者の同意も得ており、また、四国経済産業局による設備認定も受け、事業の実施も確実であると見込まれることなどから許可相当と判断するものです。

農地法第5条に基づく申請審議についてのご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地

区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案12号、13号の5条申請ですが、併せてご報告致します。内容については、進入路、駐車場用地ということのようでございます。地区委員会と致しましては、現地の現状を確認し、境界杭なども確認を致しました。この案件も今回是正をするといいますが片付けをするという意味で仕方なかろうということになりましたので、よろしくご報告致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いします。

松岡浩二委員

第14号について報告します。4月15日に現地確認を行いました。同じく●●●●さんの太陽光発電の案件なのですが、宅地も含めて4,381㎡という大規模な発電設備でありますけど、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員の報告をお願いします。

大塚ノブ子委員

第15号議案についてご報告致します。4月16日、現地確認を行いました。これも事務局の説明のとおりで、私たちは致し方ない、これでいいんじゃないでしょうかという判断を下しました。よろしくご報告致します。

続きまして、第16号議案についてご報告致します。これは小田の興津なのですが、田んぼを持って管理に困っている人と土地が必要な人との間の話合いで、両者の意見が一致して、私たち、これは言うことないですねという判断を下しました。よろしくご報告致します。

続いて、第17号議案についてご報告致します。これも、先ほど11号議案にありました●●●●●●●●が太陽光発電の設備をする土地なのですが、31ページの地図を見ていただいたら分かりますように、11号議案の地図の上にあります2枚の田んぼです。これも地目は田、現状も田となっておりますけれども、草が生えておりました。私たち、これ太陽光をしてくれるのはいいんじゃないかという判断を下しましたので、よろしくご報告致します。

議長（会長）

地区代表委員からの報告が終わりました。議案第12号から17号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ございませんか。

●●委員さん。

十川隆行委員

14号議案についてお伺いします。14号議案の太陽光発電をする場所に関しては問題ないと思いますが、その横に同じ持ち主の田が●●●●の●、これ、この図面だけ見ると、これ進入路がないのですが、どうなっているのでしょうか。

事務局

お答えします。この図面上は確かに道路がないというか何も表示されていないのですが、実際ここには道路が通っていて、この申請地で太陽光発電をしたとしても、その道路は通っていけるようになっております。●●●●の●については、第3条で芝生を作りたいということで申請が出ている土地になります。済みません、ちょっと地図が分かりにくくて申し訳ございませんでした。

十川隆行委員	分かりました。
議長（会長）	ほかにございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号から17号につきましてお諮りします。議案第12号から17号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第12号から17号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第7 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第18号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から7番が●●●●委員、8番が●●委員、38番から40番及び44番から46番が●●委員の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、会長提出議案第18号についてご説明致します。議案書7ページから10ページの説明となります。</p> <p>個人が7件、法人が6件、中間管理機構が25件の合計38件となっております。38件のうち、新規が25件、再設定が13件となっております。</p> <p>38件のうち、賃借権が11件、使用貸借権が27件となっております。賃借権の内訳としまして、物納が2件、10,000円が1件、5,000円が5件、4,919円が1件、4,451円が1件、3,000円が1件となっております。</p> <p>期間は、10年が10件、7年9か月が1件、6年が17件、5年が3件、4年7か月が1件、3年が3件、2年が1件、1年が2件となっております。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表の38件について説明致します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人14件、法人24件となっております。</p> <p>設定する権利等の種類は、賃借権が15件、使用貸借権が23件となっております。</p> <p>期間は、10年が1件、6年が34件、4年7か月が1件、3年が2件となっております。</p> <p>利用内容は、水稻、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑がある場合は整理番号指定の上、ご発言ください。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から8番、38番から40番、44番から46番を除く議案第18号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>では、原案のとおり承認することと致します。</p> <p>続きまして、●●●●委員、●●委員、●●委員の関係議案である農地中間管理事業対象農用地等総括表の4番から8番、38番から40番、44番から46番の審議に入りますので、それでは、●●●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。</p> <p>（●●委員、●●委員、●●委員 退席）</p>
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は11件で、いずれも使用貸借権の11件となっております。期間は、10年が6件、7年9か月が4件、6年が1件となっております。</p> <p>利用内容については、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>では、原案のとおり承認致します。</p> <p>退席されている●●●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。</p> <p>（●●委員、●●委員●●、●●委員 着席）</p>
議長（会長）	<p>続きまして、日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第19号を議題と致します。</p> <p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号の説明をさせていただきます。</p> <p>その前に、2月の定例会でさぬき市の基本構想の変更についてご説明させていただいたと思うのですが、県の同意をいただきまして、所得目標の目標470万円だったのが、概ね400万円に変更になりましたので、今回の審議のほうはそちらの目標でつくらせていただいています。</p> <p>それでは、番号1の●●●●。住所が●●●●●●●●●●番地。設立年月日は昭和●●年●●月●●日です。</p> <p>別紙の経営改善計画を参照してください。</p> <p>現在、ブドウ、ブロッコリー、レモンを生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（1）生産につきまして、シャインマスカットは現在9aを2か所作付して生産量が1,570kg、これが8年目と500kg、これが5年目ですが、5年後の面積は変更ありませんが、生産量を1,800kgに増やします。植付けの年度が異なっているため、生産量に違いがあります。また、シャインマスカットのハウスを増設し、7a増やし、5年後の生産量は350kgになる予定です。ニューピオーネは現状1</p>

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、繁殖牛を生産しています。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、繁殖牛は現在37頭を飼育し、生産量が30頭ですが、5年後は50頭を飼育し、生産量を42頭に増やします。

(3)農用地及び農業生産施設についてですが、イの農業生産施設、現状、牛舎が2棟で200㎡ですが、5年後は3棟で300㎡に増やします。今後は施設の増設と適期の受精を行い、生産効率を上げることで飼養規模の拡大を目指し、所得の向上を図ります。

現状の年間所得360万円のところ、5年後の目標420万円を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしく申し上げます。

続きまして、●●●●●●●●●●。住所が●●●●●●●●●●番地●。設立年月日は令和●年●月●日です。

別紙の経営改善計画を参照してください。

現在、水稻、小麦を生産しております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産について、水稻(コシヒカリ)は現在100aを作付して生産量が4,800kgですが、5年後は作付面積を150aに、生産量を7,200kgに増やします。水稻(あきさかり)は現在20aを作付して生産量が960kgですが、5年後は作付面積を500aに、生産量を24,000kgに増やします。小麦(二毛作)は現在80aを作付して生産量が2,880kgですが、5年後は作付面積を500aに増やし、生産量を19,000kgに増やします。小麦(単作)は現在180aを作付して生産量が6,480kgですが、5年後は作付面積を500aに増やし、生産量を19,000kgに増やします。

(3)農用地及び農業生産施設について、農用地ですが、借入地は現在、田が0aのところ、5年後までに田を1,200aに増やします。

この●●●●●●●●●●は元々、集落営農組織●●・●●が法人化したもので、今後、農業委員会や農地機構を通じて近隣集落の農地を集積し規模拡大を図り、水稻・小麦の生産拡大をめざします。また、排水対策や肥培管理を徹底して行き、小麦の単収向上をめざします。

今まで集落営農としての実績もあり、地域の農業を守っていただくことから、認定農業者としての新規の認定のご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長(会長)

事務局からの説明が終わりました。本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの補足事項等がありましたら、報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区からお願いします。

大塚ノブ子委員

それでは、番号1番、●●●●さんの私の知っている範囲でご報告致します。●●●●さんはしっかりした女性です。香川県でも有名な女性農業者だろうと思います。経営の内容もしっかりしております。間違いのない人だと思います。よろしく申し上げます。

議長(会長)

続きまして、●●地区、お願いします。

十川隆行委員

2番、3番。2番のことはよく分かりません。3番、●●さんに関しては問題ありません。以上です。

議長(会長)

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願い致します。

十河道夫委員

令和●年●月●日ということです。構成員、役員の欄を見ますと、いろん

な種類の農業を経験した方が70歳代のメンバーにいらっしゃいますので、特に心配することはないと思いますし、他の耕地が1つ減りましたが、また1つ増えたということで、楽しみにしておりますので、応援のほうよろしくお願い致します。以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号について質疑等がありましたら発言を認めます。
岩澤委員さん。

岩澤佳宣委員 まず、最初に、●●地区の●●さん。今、シャインマスカット、ピオーネ、ブロッコリー、レモン、これをやっておるそうなのですが、所有の田、畑、この面積で、ここに載っている作物以外で何か作っているんでしょうか。作物の面積が合わないのですけど。

事務局 高松市で95aとか、一応、本人からお聞きしているのはこの計画書に出ている作物になります。高松市で95a借りているそうなのですが、そこはもうブロッコリーだけしか植えていないとかいうことはおっしゃっていました。

岩澤佳宣委員 そしたら、ただ引いているだけ。

事務局 そうですね。

岩澤佳宣委員 これ大分面積あるで。ただ引くばかりで、こんなあれで行けるのかい。水田とか麦とかいうんやりよるんだったらまだ分かりますけれども、これシャインマスカット9a、9aですよ。ニューピオーネ15a。これ全部足したって、水田90a借りているのと自作地が50aあって、畑が82aあるのですよ。

大塚ノブ子委員 この畑の中にブドウの本数、何本植えているとか。9aや7aというのは変ですね。これ間違っているのでは。

事務局 済みません。今、一部、2、3反、別の方に水稻を植えていただいているのという。

岩澤佳宣委員 そしたら、この中に入れたらいかんでしょう。この面積のあれに、ほんで、ある機械やって電動ばさみだけですよ。

事務局 ごめんなさい。別紙の機械については、今後5年間で更新とか新規に入れる予定があるものだけの表示になりますので、所有しているもの全部はここには入ってないです。

岩澤佳宣委員 草刈りするにしたって草刈り機は要るし。

事務局 この別紙についてはもう、令和2年の様式が変更になってからは、もう更新するものだけの表示になっていますので、それまでは。

岩澤佳宣委員 それにしても作物が合わないでしょう。これから作る作物だけですか。現状の分やって書いとかないかんのでしょうか。

事務局 5年間で更新する予定がなければ、ここに載せる必要はありません。

岩澤佳宣委員 いや、だから現状の作物、これ全部足したって、どう考えたって、水田だけでも50aと90aあるんだから。

議長（会長） 面積が合わないと言うんやろ。

大塚ノブ子委員 高松で90a借りているのでしょうか。そこへブロッコリー20a植えているのですか。

岩澤佳宣委員 20a植えたって、70a余るでしょう。

事務局 そうですね。

岩澤佳宣委員 それで、82aの畑あって、これ畑へシャインマスカットやっとするものか水田にシャインマスカットやっとするものか、それは分かりませんが。どう考えても面積が合わない。

事務局 再度確認して、実際に利用している面積で訂正します。

議長（会長） そしたら、これ保留するというわけ。来月に回すわけ。はっきり分からないのであれば、今回、通すわけにはできないのでは。だから、もう1回調べ直して、来月に回そうか。それでも構わないのか。借入とかに関係しないのか。

事務局 そうですね、それはないです。

議長（会長） それでは、来月に回しますか。きちんと調べて。

事務局 はい。

議長（会長） もう一度調査して、来月に回しますから。

岩澤佳宣委員 機械なんかはもう今後買うだけしか載せなということ。

事務局 そうですね。更新とか。

岩澤佳宣委員 これ今後、何を持っているかというのによっては、これではできるはずがないというふうに考えたら、前の機械やって載せてないと審議のしようがないのと違いますか。

事務局 新しい様式に変わって、そういうふうになったのですが、この計画図を作る際には極力、更新しないかもわからないですけど、可能性のあるものは載せてもらうようにはしていますけど、もうこれしか必要ないと言われた場合には、もうそれ以上のものは載せてないです。

議長（会長） ●●委員さんが不審な点があるようですが、もう一回、再調査して、新しく来月出すようにしますから、これはそうしたら保留ということで。それでよろしいでしょうか。

岩澤佳宣委員 はい。

議長（会長） それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第19号についてお諮

りします。一部保留ということで、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

本日上程の議案については以上ですが、日程第9 その他で、事務局、ありませんか。

事務局

事務局から、今お配りしています農業経営改善計画の認定申請書、これは後で回収しますので、机の上に置いてください。

それから、緑の封筒でお配りしているものがあると思うのですが、これは、去年もそうだったのですが、例年、農地利用の最適化推進に関する改善意見ということで、今年も令和5年度の改善意見についての依頼がございました。地区でまとめていただいて、次回、5月20日の定例会までに各地区でまとめていただいたものを事務局まで提出をお願いしたらと思います。

それから、次回の定例会の開催ですけども、5月20日金曜日午後1時半から、本庁の3階、301、302、この部屋で行いますので、また開催の予定をお願いしたらと思います。

あと、先月、下限面積の意見について各地区で相談していただいて、意見書の提出をお願いしたいとご依頼したと思うのですが、皆さん、いかがでしょうか。まとめていただいとるものがあれば回収させていただきたいのですが、まだ地区の方は、まだですかね。

大塚ノブ子委員

難しい問題で、よっぽど考えないと。

事務局

ある程度、少し難しいとは思うのですが、出していただいて、それぞれの各意見を少しまとめさせてもらい、まとめたものをお渡しして、いろいろな意見をお伺いしたらと思いますので、また済みませんけれど、次回までお願いします。

続いて、皆様方に多くの資料をお配りしていますが、紙袋をお配りしていると思うのですが、これは、活動記録セットが入っていると思います。ご覧いただいたらと思うのですが、活動記録セットは毎年、会議さんから出ているのですが、これが変更になったのです。国のほうから通知が来て、今後の活動記録については、その活動記録セット、これの記録簿に記帳して出していただくようにという通知があったのです。内容についてはいろいろ細くなっているのですが、記録方法の内容が変更になっているということなのです。

ついては、ご覧いただいて、ご理解いただいたらと思うのですが、実は農業会議さんのほうに今日来ていただいているのです。概要を説明していただいて、聞いていただけたらと思うのです。時間が長くなって申し訳ないのですが、引き続いて聞いていただけたらと思います。農業会議担当者の方に来ていただいており、お呼びしますので、済みませんけれども、引き続きお願いしたらと思います。

議長（会長）

農地中間管理機構の方、何かございますか。

農地中間管理機構

ございません。

事務局

私のほうから紹介させていただきます。

4月から農地集積専門員の松岡さんの後任に三好さんが来ていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

農地中間管理機構

三好です。どうぞよろしくお願い致します。

議長（会長）

以上をもちまして、令和4年4月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 4時08分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・12名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 1 番

署名委員 2 番